

2020年4月 24 日

木更津市長 渡辺芳邦様

きさらづ市民ネットワーク

新型コロナウイルス感染症への対策に関する緊急要望書

このたびの新型コロナウイルスによる感染症は、急速に拡大し、4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき発出された緊急事態宣言を受け、千葉県でも外出の自粛要請に加え、4月14日午前0時から施設の使用制限（休業要請）が始まりました。

この間、ネットカフェの休業要請により、行き場を失った利用者への支援が急務であることも社会問題としてクローズアップされてきました。

4月14日、千葉県知事は、休業要請の対象は国の指針に沿って決定し、ネットカフェに寝泊まりしている人には県消防学校（市原市菊間）の施設を無償提供することにしました。しかし、身分証とネットカフェのレシート類が必要で、駅から1.7kmもあり、木更津市からは遠く、食事もない環境で、利用をすすめるににくい状況です。

4月17日、厚生労働省は、新たに居住が不安定な方への居所の提供、紹介等が必要となった場合には、やむを得ない場合を除き個室の利用を促すこと、また、当該者の健康状態等に応じて衛生管理体制が整った居所を案内する等の配慮をするよう、都道府県、指定都市、中核市に事務連絡しました。

そんな中、「新型コロナ災害緊急アクション」に賛同する自治体議員は、生活保護申請同行支援体制の輪を広げているところです。また、木更津市社会福祉協議会での相談件数は、4月23日現在、263件と多く、期間限定で職員を増員し、対応しています。

4月20日、厚生労働省は、「生活を支えるための支援のご案内」を更新し、支援の内容の拡大をしていることは、評価いたします。具体的には、

- 令和2年3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」では、国は、自治体に対し、生活保護申請の際には、「適切な保護の実施」や「速やかな保護決定」等を指示しています。
- さらに国は、令和2年4月7日付事務連絡で、緊急事態宣言の発出を受け、申請意思があるものに対しては、「生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取」し、他の情報は「後日電話等により聴取する等、面接時間が長時間にならないよう工夫されたい」など、柔軟な対応で早期に保護開始するよう通知して

います。

- 特に、この令和2年4月7日付事務連絡には、「緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自家用車を保有している場合」など、自家用車の処分指導を保留する場合や期間を柔軟に判断することを求めています。また、自営業をしていて、廃業せずに生活保護を利用したい場合も、「臨時または不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態になった場合」「緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合には、増収に向けた転職指導等は行わなくて差支えない」とし、「自営に必要な店舗、機械器具類の資産（自動車も含む）は保有を認めるよう指示しています。これは、今回の事態を受けて自営業者に対する生活保護の積極的利用を促す趣旨であると考えます。

ぜひ、必要とする弱者に、必要な情報が届き、支援につながりますよう、木更津市でも、対策をご検討くださるよう下記の事項を要望します。

記

1. 生活に困った人が当面の生活費を無利子で借りられる「生活福祉基金貸付制度」の緊急小口資金の融資は、その相談や受付は社会福祉協議会です。社会福祉協議会や木更津市において、タイムリーに情報発信をするよう求めます。(所得に関係なく利用できる・上限額が引き上げられた・返済期間が延長されたなど)
2. 大型連休の際にも、社会福祉協議会や木更津市の相談窓口を開けるよう、また、業務に携わる人の増員をし、職員も相談者も疲弊せずに、行われるよう求めます。
3. 国の相次ぐ事務連絡で、刻々と住民サービス内容が変わってきています。相談者が、どの窓口にたどり着いても、柔軟にかつ迅速に支援に結び付き、生活の安定につながるよう、関連する所管課とも連携し、取り組むことを求めます。(たとえば、住む家がなくなった場合の相談窓口の住宅課では、市営住宅のおすすめだけでなく、住宅確保給付金の制度を所管する自立支援課の窓口と連携した相談体制をとるなど)